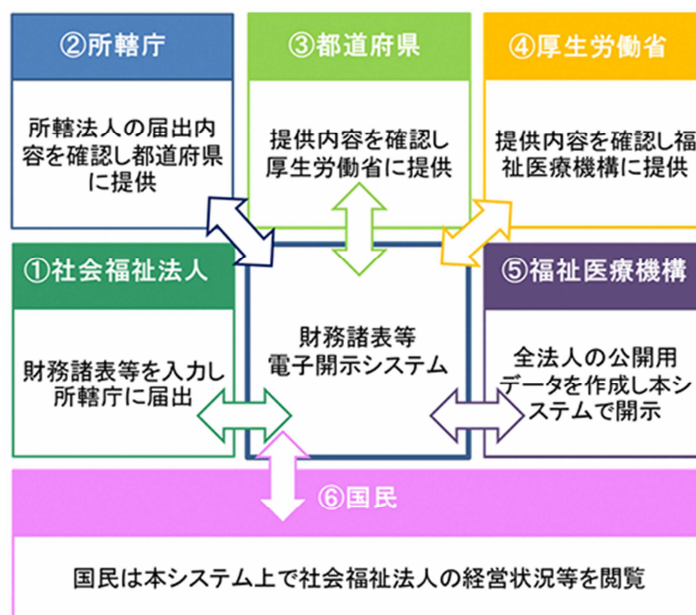


して、独立行政法人福祉医療機構において構築したシステムであり、独立行政法人福祉医療機構のホームページ上で、「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」として開示され、一般の閲覧に供されている。

(参考 URL : <https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>)

したがって、インターネット等を通じて公表すべきとされる書類のうち、社会福祉法第 59 条に規定の届出書類と重複しているものについては、本システムでの提出が所轄庁への届出と同義であるということになる。



(厚生労働省HPより)

県の所管部署へヒアリングしたところ、所轄庁に対する届出書類については、毎会計年度終了後、原則として期末日以後 3 か月以内 (6 月末まで) に届出されることになっており、その際、届出に漏れがないか、提出書類が適正かの確認を行っているとの回答を得た。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管する社会福祉法人 (全 57 法人) の本システム上での開示書類 (令和 3 年度公表 = 令和 2 年度決算分) を閲覧した結果、監査実施時点において、一部の法人で以下のような不備が認められた。

書類	法人数	主な不備の内容
計算関係書類 (注記事項)	3	・法人単位の注記事項を開示すべきところ、施設 (拠点区分) 単位の注記事項が開示されている

		・中身が全く無関係のファイルが開示されている
報酬等の支給基準	10	・支給基準が公表されていない

(所見)

上記のとおり、「財務諸表等電子開示システム (WAMNET)」での開示書類は、所轄庁である県への届出書類と同義であることから、不備のある書類が開示されている、または開示されるべき書類が開示されていない状況は是正するよう、該当法人に対し速やかに指導すべきである。

また、これらの書類は原則として期末日以後3か月以内(6月末まで)に届出されることとされているのであるから、県の所管部署等は開示書類に漏れがないか、開示書類の内容が適切なものであるか等の確認を届出時に確実にを行うとともに、不備がある場合は再提出を促す等の対策を講じるべきである。

【指摘事項3】

社会福祉法人会計基準の適用誤りに対する指導について

(事実)

県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算係書類や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠しない会計処理を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととしている。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管法人が開示しているこれらの計算関係書類等につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったものがないかどうか検証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項が複数の法人において認められた。

もちろん、過年度の指摘事項の中には、会計処理に係る誤謬や社会福祉法人会計基準の適用誤りに関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。

上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、以下の通りである。

- ・引当金（賞与引当金、徴収不能引当金等）の要件を充足すると思われるにもかかわらず引当金が計上されていない、または計上の要否が検討されていない
- ・退職給付引当金につき簡便法を適用する場合の、引当金と引当資産の残高の不一致（本来、一致すべきものである）
- ・積立金と積立資産の残高の不一致（本来、一致すべきものである）

上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近（令和2年度）の計算関係書類等においても不備が修正されていない。

(所見)

上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

(文書指摘とされているケースの例)

- ・積立金と同額の積立資産が計上されていない場合

- ・指摘基準を記載していない事項を含め、法人の財務状況を正確に表示しない（問題を隠す等）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則さない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合

（「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成）

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感（すぐに修正対応可能であるなど）を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、社会福祉法人会計基準の準拠性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

特に積立資産（引当資産）の残高が積立金（退職給付引当金）を下回っているケースの場合、本来、特定の目的において積立されているべき資金が何らかの理由によって不足していることになるわけであるから（一般的には、積立資産・引当資産は定期預金の形でその目的の財源として確保しておくことが多い）、その状況に至った経緯や資産の保全が適切かも含めて、法人運営の妥当性の観点からも踏み込んだ指導が必要となる可能性がある。

また、逆に実際に存在している資産の価額にあわせて積立金残高を修正するとするならば、その分当該法人の純資産（正味の財産）が過大であったということの意味し、例えば実態に合わせた修正に伴って債務超過又はそれに近い水準まで悪化することで法人の財務安全性の実態が浮き彫りになる可能性もあるため、財務内容への影響まで踏まえた検討が必要である。

会計上の引当金については、社会福祉法人会計基準でその計上に関するルールが定められているが、税務上の必須項目ではなく、当該法人に税務会計事務所が入っていても見落とされることがあるため、引当金の未計上は発生しやすい誤りである。したがって、計上されていない場合において本当に計上不要かどうかは、引当金の要件に照らして注意して確認する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査（会計監査人監査）を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないとされており、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を

受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の適正な会計処理は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない会計事務が実施されるように法人を指導監督していくべきである。

(2) 監査の結果に添えて提出する意見

【意見1】

指導監査の実施に関する情報公開について

(事実)

「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」8には、「県は、指導監査の結果について文書により指示した状況を、出来る限り利用者保護の観点から開示する。」と規定されている。

上記要綱は、厚生労働省の「社会福祉法人指導監査実施要綱」に準拠して策定されており、同要綱5(7)において、「指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましい。」とされていることも踏まえたものであると解される。

他自治体の状況を見ると、ホームページ等において指導監査の実施方針や実施結果の開示を積極的に行っているところが多いように見受けられる。例えば、東北地方の他県の状況は、以下のようになっている。

自治体名	主な開示内容	URL
青森県	指導監査実施要綱、監査結果の統計(項目別指摘件数等)	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/kansa.html
岩手県	指導監査実施要綱、指導監査実施方針、福祉サービス第三者評価結果	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/houjinshidou/index.html
宮城県	指導監査実施結果(実施件数、指摘件数、改善状況)	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/shidokansa.html
山形県	該当なし	—
福島県	指導要綱、指導方針、実施結果(具体的な指摘・指導内容)	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025b/

しかし、県のホームページ等を見てみると、県の要綱で定められた指導監査の実施結果について文書により指示した状況等の開示は特段行っていないのが現状である。

この点について、指導監査の実施結果を開示していない理由を監査部署にヒアリングしたところ、改善勧告に関して改善されない場合は公表するという規定を

置いている以上、係る状況以外で法人の内部状況を公表するのは、監査における守秘義務に照らして難しく、情報公開に対しては慎重に考えているとの意見であった。

(所見)

社会福祉法人の運営に関する内部情報は、法令等によって開示すべきこととされている一定の事項（財務内容、事業計画、理事の報酬等）を除き、本来は機密事項であり、県の監査といえども、その過程において知り得た情報をみだりに公開することは避けなければならない。とはいえ、厚生労働省の「社会福祉法人指導監査実施要綱」にあるとおり、指導監査を通じて、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することも社会福祉法人制度改革の趣旨・目的に合致するものであり、指導監査の実施結果から、社会福祉法人・施設を利用する県民が、直接または間接に有用な情報（法人・施設でどのような問題が生じているか、それに対して改善の取組が行われているか、法人・施設が公表している情報に信頼性があるか、等）を受け取ることができる機会が十分ありえるのであるから、現状のように指導監査の実施状況を全く開示していないのは過度に慎重な姿勢であると考えられる。

したがって、県としては実施可能かつ合理的な範囲で「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」の規定に沿った対応を検討するのが望ましい。

具体的には、例えば以下のような対応が考えられる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・指摘事項の項目別に時系列の指摘件数等の統計情報を開示する・法人名等を特定せずに、よくある指摘事例等を開示する・指摘事項に対する改善状況の情報を開示する 等 |
|--|

また、通常は法人等が特定されないような形で開示するとしても、情報公開条例等に基づく開示請求があった場合に備え、監査の実施過程や結果についての記録を整理し、適切な形で保管しておくことも求められる。

【意見 2】

財務会計面の管理が弱い法人に対する指導について

(事実)

今般の包括外部監査において、県が実施した指導監査の調書及び県の所管法人が開示している財務書類につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行ったところ、【指摘事項】1及び3に記載のとおり、多くの法人において会計基準の理解が不十分であると思われることによる誤りや計算関係書類の作成誤りが放置されている状況が見受けられた。これらについては、法人本部における人的リソースに限界があることや、社会福祉法人会計制度に対する知識・習熟度が十分でない法人が少なくないところに原因があるものと推察される。

県の指導監査ガイドラインは厚生労働省が公表しているガイドラインに準拠して策定されており、当該ガイドラインでは財務会計に関する領域は重要な指導範囲として設定されている。また県の監査担当部署へのヒアリングによれば、法人指導監査の現場においても、上記ガイドラインのチェック項目に準拠して、財務会計の領域について十分な監査時間を投入しているとのことである。

しかし、今般の包括外部監査において、県の法人指導監査結果を平成30年度から令和2年度までの3年分閲覧したところ、文書または口頭での指摘事項のうち、会計基準の適用や計算関係書類の作成・開示に関する指摘事項の数は20件超に留まり、指摘件数全体に占める割合は約5%であった。この結果から、県の指導監査での指摘事項のうち、会計基準や財務書類等の情報開示に関連する指摘は現状それほど多くなく、財務会計面のガバナンスが弱い法人が多い現状に鑑みれば、県の指導によって改善しうる余地がまだまだ大きいように見受けられる。

(所見)

社会福祉法人制度の改革案を検討した「社会福祉法人制度の在り方について」（社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成26年7月4日）では、社会福祉法人が作成している財務書類の中には基本的な誤りが多く存在するが、財務書類は法人の経営動向を明らかにする基礎的資料であるから、当然正確なものでなければならないという認識のもと、財務に係る指導監査については公認会計士等による外部監査の活用を積極的に図るなどの見直しを検討するべきであるとの提言が行われ、平成28年改正社会福祉法において、一定規模以上の法人への会計監査人が導入される契機となった。また、これに伴い、指導監査においては、外部監査の受検又は専門家による支援を受けている法人に対する監査頻度の長期化・監査項目の重点化や、厚生労働省「指導監査ガイドライン」の設定において、法人に対し行政が関与すべき

範囲を明確化するなど、外部監査等の積極的な活用によって指導監査との役割分担をする方向性が示されることとなった。

しかし、現状、県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査（会計監査人監査）を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、多くの法人にとっては、未だ所轄庁による指導監査以外の外部チェック機能が存在しないのが実情である。したがって、本来、法人の適正な会計処理は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、所轄庁である県がその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない会計事務が実施されるように法人を指導監督することが望ましい。

また、社会福祉法人の顧問税理士は税務申告のための専門家であって、社会福祉法人に要求されている財務報告制度はこれと異なる領域にあるため、社会福祉法人会計基準のルールであっても税務上の対応が必要でない事項については、税務専門家がこれを指導改善する義務はないことから、税務会計事務所が入っているからといって必ずしも社会福祉法人における財務報告のレベルアップに寄与するとは限らない。よって、社会福祉法人制度に明るい会計専門家による支援（財務報告に関する内部統制・事務処理体制の向上支援）を受けているか、財務担当者が社会福祉法人会計基準等の外部研修を定期的に受講しているかなどを指導監査時に確認し、財務会計面の誤りが多い、又は同じような誤りを繰り返す法人については、これらを活用することを積極的に推奨する方向での助言指導を併せて検討することが望ましい。

特に、専門家による支援については、平成29年4月27日の厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援について」にあるように、本来は指導監査における周期の延長等を認めるかどうかの確認事項としての位置づけがメインではあるものの、それを認めるか否かに関わらず、当該支援を受けることは社会福祉法人制度において適切な財務報告を担保する面から有意義であると考えられる。

【意見 3】

経営課題に対する取組や経営責任の意識が弱い法人に対する指導について

(事実)

今般の包括外部監査において、県の法人指導監査結果を平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年分閲覧したところ、文書または口頭での指摘事項のうち、理事会や評議員会の運営に関する瑕疵を要因とする指摘事項の数は約 220 件あり、指摘件数全体に占める割合は 6 割超であった。

また、県が実施した指導監査の調書の閲覧、並びに監査担当部署へのヒアリングによると、理事会における理事相互間のけん制が十分発揮されなかったり、理事や評議員個人々の法人運営へのコミットメントが弱い場合は、結果として理事会や評議員会が形式的になりやすい傾向が見て取れる。

(所見)

法人理事者の意識については、外部から改善を促すのは困難であり、特に行政側からできる指導には権限上も手法としても限界があることは理解できる。とはいえ、不適切な資金流出などの経営不正の発生や、放漫経営による財務内容の悪化などのリスクは、係る経営ガバナンスが弱い法人ほど高い傾向があることは自明であり、リスクの高い法人に対してはより指導的機能の発揮が期待される。

県の指導監査ガイドラインによれば、法人の意思決定に当たって最低限の形式要件が具備されている場合は指導の対象とならない場合がある。これは、社会福祉法人制度改革において行政の関与のあり方が見直され、社会福祉法人への指導監督において、法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては会計監査人等の専門家を積極的に活用することで全体として指導監督の機能強化を図るとする方針のもと、法人運営の具体的な部分は法人の自律性を尊重とする制度趣旨に基づくものであると考えられる。

とはいえ、【意見 2】でも述べたとおり、多くの法人において未だ所轄庁による指導監督以外の外部チェック機能が存在しないのが実情である。係る現状に鑑みれば、望ましい在り方としては、所轄庁である県が、指導監査における規制の形式的な遵守の確認に留まらない方法で、指導的機能を発揮することである。

例えば、社会福祉法第 59 条に基づき提出を受けた書類を確認する際などに、法人所管部署において法人理事者と定期的なコミュニケーションをとるなどの方法で、法人の中長期の経営戦略・年度事業計画・予算統制・固定資産の投資計画など具体的な計数ベースでリスク管理等ができていないか、過去の一時点の健全性の確認だけでなく将来に向けた健全性が確保されているか、等をモニタリングし、サ

ポートの機会を設けるなど、経営に課題を抱える社会福祉法人を早期に発見・改善提案することが考えられる。

他自治体の事例としては、例えば、兵庫県においては、財務分析の手法を用いて定期的なモニタリングを行うことで、法人に対する有効な改善方策の提案を行う仕組みを構築しており、参考になると思われる（下記参照）。

参考：兵庫県の事例

8 経営に課題を抱える社会福祉法人への対応

【法令等の規定】

- ・法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない。（法第25条）

経営に課題を抱える社会福祉法人を早期に発見し、改善を指導するため、本庁は、社会福祉法人から提出された財務諸表、監査チェックリストにおける財務分析シート等を活用し、次のとおり社会福祉法人の経営状況の調査、分析、改善方策の検討等を行うものとする。

（1）第一次分析（簡易分析）

社会福祉法人から提出された財務諸表により、経営指標の数値に悪化が認められる法人を抽出する。

（2）第二次分析（詳細分析）

第一次分析において経営課題を有すると認められる社会福祉法人にかかる詳細な分析業務を監査法人等に委託する。

ア 主な業務内容

当該社会福祉法人に対し、必要な資料等の提出を求めると共に、必要に応じ実地調査等を行い、経営課題を生じている主な原因を調査、分析し、その有効な改善方策を提案する。

イ 調査分析結果の報告

委託を受けた監査法人等は、アの調査、分析結果について、報告書を作成し、本庁及び県民局等に対して、当該社会福祉法人の経営改善へ向けた有効な改善方策案を提案する。

（3）社会福祉法人経営等審査会における指導方針の検討

第二次分析の結果、特に深刻な経営課題を有し、早急に経営面（経営組織のガバナンス面を含む。）での指導が必要と認められる社会福祉法人については、別に定める公認会計士、弁護士等で構成する「社会福祉法人経営等審査会」における経営改善方策等の検討、提言を踏まえ、指導を行うものとする。

（出典：「兵庫県が所管する社会福祉法人に関する指導方針」兵庫県健康福祉部）